

になるとマス・メディアが発達し、知る権利を保障する必要がでてきた。報道の自由が保障されたとしても、知る権利が制限されているのは表現の自由は何の意味もない。

その知る権利は、収集活動を公権力によって妨害されないという自由権的側面（消極的情報収集権）と、公権力に対して情報の開示を請求するという請求権的側面（積極的情報収集権）を有する。

判例（東京高判昭59.12.20判時1137号26頁）は、神奈川県公文書公開条例に具体化された「公文書閲覧請求権」の法的性格について「司法的救済の対象になる実定的権利」と解しており、他の訴訟でもこの判断は定着している。

また、知る権利が保障されているということは、積極的報道の自由の保障で十分だということを意味しない。一般に報道の自由は、報道しない自由（沈黙の自由）を論理的に含む。したがって沈黙によって国民の知る権利が保障されていないこともある。ここからマス・メディアに対する「知る権利」の必要性が問われる。マス・メディアが事実を正確に報道しなければ知る権利には奉仕できない。したがって正確に報道せよ、と要求することは当然である。しかし、知る権利を法的な権利とすれば、マス・メディアの報道の自由に公権力が規制を加えるという危険が増大し、「委縮効果」が働き、知る権利が実現できない可能性が増大する。

もう一つの側面、すなわち法律によって、報道の自由と知る権利が阻害された場合の事例で、国政調査権においての人権での関係の限界である。リクルート事件調査の直前に議院証言法が改正され、証人等の人権を理由として証言中の撮影が禁止された。国民の知る権利・国政調査権の必要性と個人の人権・プライバシーとのどちらを優先すべきかという論点を内包している。

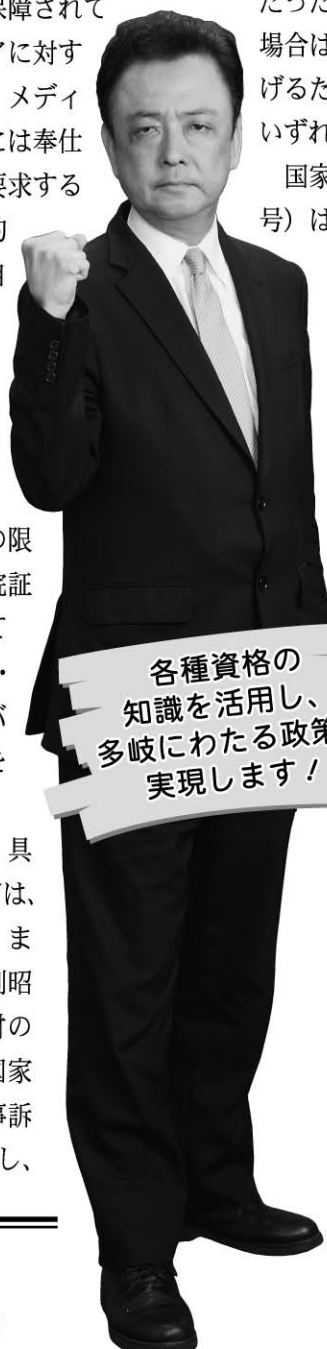
以上のような背景をもとに、表現の自由、具体的には報道の自由を知る権利の関係については、次のような判例の流れをみることができる。まず初期の取材源の秘匿と表現の自由（最大判昭27.8.6刑集6巻8号974頁）では、取材の自由を頭から否定したものではないが、「国家の司法作用と対抗する取材源の秘匿は、刑事訴訟法によって権利として認められていないし、

憲法をひきあいだしても正当化できない」としている。この事件では後の判例にあるような比較衡量は行われなかった。

報道の自由と法廷における写真撮影（最大判昭33.2.17刑集12巻2号253頁）では、「新聞が事実を報道することは、憲法21条の認める表現の自由に属し、またそのための取材活動も認められなければならない」と述べて、やや曖昧ながら取材の自由に対する理解を示した。

国民の知る権利から報道の自由を導く構造を示した最初の判例の博多駅フィルム提出命令事件（最大決44.11.26刑集23巻11号1490頁）と、TBSビデオテープ押収事件（第二小決平2.7.9刑集44巻5号421頁）、そして未決拘禁者との接見制限と取材の自由（東京地判平4.4.17判時1416号62頁）では、「報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重できるに値する」と判示するにいたった。しかし「公正な裁判の実現というような事情がある場合はある程度制約を受ける。そして適正な裁判・捜査を遂げるためには、比較衡量すべきである」としている。しかし、裁判・捜査の必要を優先する結果に終わっている。

国家秘密と取材の自由（最大決昭53.5.31刑集32巻457号）は、国家秘密に対する取材の自由の限界を明らかにしようとした。アメリカ合衆国の判例においても日本と同様であるように伺える。Branzburg判決では取材源を秘匿する特権が認められなかった。暴力的デモのネガ等を差し押さえた事件のZurcher v. Stanford Daily, 436 U.S. 547 (1978)でも日本と同様であった。



各種資格の知識を活用し、多岐にわたる政策を実現します！

70の資格があるというだけで雑誌に紹介されました。

法律相談承ります

銀座ウィザード法律事務所

東京都中央区銀座1-15-13 VORT銀座604
代表弁護士 小野 智彦 (中央大学法学部卒 昭和43年生)

プロフィール

- 生年月日：昭和43年12月10日
- 学歴：茨城県立藤代高等学校 卒業
中央大学 法学部 法律学科 卒業
法政大学 大学院 政治学研究科 修了
- 経歴：国家公務員として郵政省に勤務
民営化とともに退職
区役所にて、国保年金、障がい者福祉、産業振興に携わる
- その他：複雑な社会構造の急激な変化に対応するため各種免許・資格を70種程度取得
- 所属：自由民主党 自治体学会
議会改革フォーラム 日本認定心理士会
オレンジリボン (子ども虐待防止)